

内閣府の『女性のチャレンジ支援賞』 および『女性のチャレンジ特別部門賞』を受賞

内閣府では、様々な分野においてチャレンジすることで輝いている女性個人、女性団体・グループおよびそのようなチャレンジを支援する団体・グループを顕彰し、男女共同参画社会の実現のための機運を高めるため、平成16年度から「男女共同参画週間」に合わせて女性のチャレンジ賞等の大臣表彰を行っています。本年度は、滋賀県から次の方々が「女性のチャレンジ支援賞」および「女性のチャレンジ特別部門賞」を受賞されました。



表彰式に出席された受賞者の方々
[平成27年6月24日 総理大臣官邸にて撮影]

(1) 女性のチャレンジ支援賞

◆受賞者 東近江市商工会・八日市商工会議所様

◆活動の概要 「女性のための起業」の実現に向けた第一歩を踏み出すチャンスを創出



女性が雑貨店やカフェなど小さなお店を開くことを目的に、そのためのノウハウを学ぶ「創業塾」を開催されています。平成24年度からの3年間で参加者74名（8割は主婦や会社員）のうち25名が創業するなど高い実績を上げられました。講師や事務局の主担当は全て女性を配置し、託児サービスを併設するなど、女性が安心して参加しやすい状況に工夫を凝らされています。チャレンジショップの出店機会を設けたり、創業塾修了後も継続的に創業や事業継続に向けたきめ細かいフォローを行っておられます。

(2) 女性のチャレンジ特別部門賞

平成27年度のテーマ：「家事・子育ての経験等を生かしたチャレンジ」

◆受賞者 川村美津子様（長浜市在住）

（特定非営利活動法人 つどい 理事長）

◆活動の概要 子育てをしながら計画的に資格を取得し、
介護や農業を通じた「地域づくり」を実践



結婚を機に退職され、子育てしながら家業を手伝う中、自ら目標を定め、計画的にホームヘルパー、ケアマネージャー、介護福祉士等の資格を取得され、高齢化が進む地元の地域づくりを進めるためにNPO法人を設立されました。柔軟な勤務時間で若い育児世代の母親を積極的に採用するなど、地域の雇用創出に貢献されています。また、耕作放棄地を活用し、子どもから高齢者、障害者が集まる農業によるコミュニティービジネスを展開されています。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が平成27年9月4日に公布されました

この法律は、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、次の3つを基本原則として、女性の職業生活を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ろうとするものです。

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と性別による固定的な役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること。
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること。
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されること。